

報告第十九号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

平成二十七年十一月二十六日

江戸川区長 多田正見

和解調書（総括表）

No. 1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	350,067 円	2 件
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	5,104,079 円	1 件
合 計	5,454,146 円	3 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

No. 2

番号	和解額	和解日	和解の内容				当事者
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	
1	260,784 円	平成27年3月10日	東京簡易裁判所 平成26年(ハ)第125601号	平成17年10月26日	元金 110,000 円 利息金 14,700 円 遅延損害金 136,084 円	平成27年4月から平成31年6月まで 毎月末日限り 5,000円ずつ 平成31年7月末日限り 5,784円	原告 江戸川区 被告 江東区民 (連帯保証人)
2	89,283 円	平成27年9月14日	東京簡易裁判所 平成27年(ハ)第117375号	平成22年2月22日	元金 65,400 円 利息金 4,600 円 遅延損害金 19,283 円	平成27年12月15日限り 70,000円 平成28年2月15日限り 19,283円	原告 江戸川区 被告 江東区民 (連帯保証人)
小計	350,067 円	/	/	/	/	/	/

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金

担当部課 福祉部福祉推進課

No. 3

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	5,104,079 円	平成27年9月10日	東京地方裁判所 平成27年(イ)第187号	平成13年9月20日	元金 3,796,572 円 利息金 302,907 円 遅延損害金 1,004,600 円	平成27年9月から平成34年9月まで 毎月末日限り 60,000円ずつ 平成34年10月末日限り 4,079円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 幸手市民 (連帯保証人)
小計	5,104,079 円						